

毎週火、金曜日発行（但休日に準ずる）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（翌日）

鳥取県公報

◇告示 目次

- 米飯提供業者の登録
- 鳥取県造林事業補助金交付要綱
- 土地改良区の解散認可
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の役員退任及び就任
肝てつの検査
- ビロプラズマ病検査及びダニ駆除
- 昭和三十五年度鳥取県特定物資流通調査要綱
- 建設業者の変更登録
- 県税外収入金徴収吏員証及び県税外収入金滞
納者財産差押証票の交付
- 指定医療機関の廃止
- 指定医療機関の休止
- 医療機関の指定
- 危険物取扱主任者及び映写技術者の講習

◇公告 昭和三十五年度保母試験の実施
昭和三十五年度危険物取扱主任者試験合格者
甲種及び乙種の火薬取扱主任者並びに丙種火
薬類作業主任者の資格試験

◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合の補欠選挙

告 示

鳥取県告示第三百三十三号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三
号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年六月
二十九日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
六三一	小谷達郎	鳥取砂丘観光会館	岩美郡福部村湯山	住所に同じ
六三二	亀井きく江	万よし	倉吉市仲の町七六六	〃
六三三	山崎正男	警察共済組合鳥取 保養所 いなば荘	鳥取市東町一の二一九	鳥取市吉方四七七番地の一
六三四	小林 卓	湯乃弥食堂	〃 吉方二七七	住所に同じ

鳥取県告示第三百三十四号

鳥取県造林事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県造林事業補助金交付要綱

(目的)

第一条 知事は、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、造林事業を行なう者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号）に定めるもののほか、この要綱の定め

るところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する造林事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助事業の種類)

第三条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 人工造林事業 木材の生産に供する森林の造成を目的として、県が品種系統が明らかであると確認した苗木の植栽とこれに伴なう作業を行なう事業であつて一団地の施業面積が一反歩以上のもの

- 二 天然下種補整事業 木材の生産に供する森林の造成を目的として、天然下種更新の可能な林地に対し、その更新を適確にするため支障物の除去、地表の掻起及びこれに準ずる補整作業を行なう事業であつて、一団地の施業面積が三反歩以上のもの
- (補助率)
- 第四条 補助事業に要する経費に対する補助率は、次のとおりとする。
- 一 市町村が行なう学校造林にかかる補助事業 十分の五
 - 二 前号以外の補助事業 十分の四
- 附 則
- この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の事由による東小鹿土地改良区の解散を、昭和三十五年六月二十九日認可した。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十六号

昭和三十五年一月十二日付けで鳥取市里仁松尾武司ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市東里仁土地改良区の設立認可については、審査の結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧に供する書類の名称

- 一 土地改良事業計画書の写
- 二 定款の写

縦覧に供する期間

昭和三十五年七月五日から二十日間とする。

縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第三百三十七号

昭和三十五年二月十三日付けで鳥取市雲山大西謙ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市雲山土地改良区の設立認可については、審査の結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十五年七月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、印賀土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

印賀土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 段塚 彥郎 日野郡日南町印賀

古都 巖

佐藤 信行

遠藤 政治 宝谷

遠藤 正昭 印賀

坂本 寿

就任した役員の名及び住所

理事 遠藤 正昭 日野郡日南町印賀

古都 採一

坂本 寿 宝谷

白根 好雄 宝谷

古田 立己 印賀

昭和三十五年五月三日通常総会において総選挙の結果当選し、五月十九日就任、任期三年。

板倉 徳一

鳥取県告示第三百三十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年七月五日

別表

実施期日 実施区域

七月 十日 日野郡江府町深山口、尾の上原

十一日 半の上、荒田、下安井

十二日 一の反、洲河崎、武庫

十三日 月の諸、池の内

十四日 溝口町三部、福島、福吉

実施場所

深山口、尾の上原家畜検診所

半の上、荒田、下安井

一の反、洲河崎、武庫

月の諸、池の内

三部、福島、福吉

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

皮内注射反応法、虫卵検査法

十五日	船越、藤屋、須鎌、上の名
十六日	二部、宮の華、焼杉
十八日	間地、畑池、池田
十九日	御原、上代、下代
二十日	籠原、大滝
二十一日	大阪、栃原
二十二日	富江、福永、未鎌
二十三日	大内、添谷、一段
二十五日	江府町原、宮市、貝田
二十六日	西尾、小原、杉谷
二十七日	御机、美用
二十八日	下蚊屋、助沢
二十九日	大満、小江尾、久連
三十日	吉原、西成、袋原
八月一日	大河原、洲郷
二日	柿原、佐川
三日	日野町根雨、舟場、三谷
四日	高尾、金持
五日	濁谷、三栗

鳥取県告示第三百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査及びダニ駆除のための薬浴を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び薬浴を受けることを命ずる。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防及びダニ駆除
- 二 実施の区域 別表のとおり

六日	秋縄、三土
七日	貝原、野田、津池
八日	下榎、添原、加勢津
九日	本郷、小林
十日	別所、小原
十一日	板井原、奥の谷

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲、牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び薬浴
ピロプラズマ病検査……血液検査
ダニ薬浴……B・H・C剤散布

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月十一日	西伯郡大山町大山	赤松家畜検診所
十二日	〃	〃

00854

鳥取県告示第三百四十一号

昭和三十五年度鳥取県特定物資流通調査要綱を次のように定める。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度鳥取県特定物資流通調査要綱

一 調査の目的

本県における特定物資の流通事情及び流通経済の構造を明らかにして、産業振興施策の基礎資料及び民間企業体の経営資料を得ることを目的とする。

二 調査の時期

昭和三十五年七月二十日から七月二十五日までに調査を実施する。

三 調査の範囲

1 調査地域及び範囲

鳥取県全域とする。

2 調査品目

1 本調査は、販売の対象となる物資であつて次の

00853

十三日	種原
十四日	種原
十五日	豊房
十六日	種原
十八日	高田
十九日	種原
二十日	種原
二十一日	種原
二十二日	名和
二十五日	上大山
二十六日	種原
二十七日	種原
二十八日	陣構
二十九日	上光徳
八月一日	高橋
二日	種原
三日	二本松
四日	林ヶ峰

八日	大山町大山	赤松
九日	種原	種原
十日	種原	種原
十一日	種原	種原
十二日	種原	種原
十五日	種原	種原
十六日	名和町庄内	高田
十七日	種原	種原
十八日	種原	種原
十九日	名和	名和
二十二日	種原	上大山
二十四日	光徳	陣構
二十五日	中山町逢坂	高橋
二十六日	種原	二本松
二十七日	種原	種原

基準により選ばれた六品目について行なう。

(a) 産業振興施策上重要なもの

(b) 県外移(輸) 出入品として重要なもの

(c) 県内消費として重要なもの

(d) その他県経済施策上重要なもの

ロ 調査品目の内訳は、次のとおりである。

水産干製品(素干品、塩干品、煮干品)、魚油類(粕を含む。)、トマトの加工品(ピューレー、ジュース、ケチャップ)、和紙(手漉和紙、ちり紙、仙貨紙、障子紙、襖紙、壁紙、特殊紙類、その他の和紙)、豚、茶(煎茶、玉露、碾茶、番茶、その他の茶)

四 調査の種類

この調査は、甲調査及び乙調査とする。

1 甲調査は、調査品目のうち、豚を除いた五品目の製造業者及び卸売業者について行なう。

2 乙調査は、調査品目のうち豚の生産者及び卸売業者並びに市町村単位農業協同組合について行なう。

五 調査事項

昭和三十四年一月一日から十二月三十一日までの一年間における次の事項について行なう。

1 甲調査

- (1) 事業所名 (2) 所在地 (3) 本支店別 (4) 本店の所在地 (5) 経営組織 (6) 業態別 (7) 在庫高 (8) 購入総額 (9) 業態別購入状況 (10) 輸送機関の利用状況 (購入) (11) 購入代金の決済方法
- (12) 購入先別購入状況 (13) 販売総額 (14) 業態別販売状況 (15) 輸送機関の利用状況 (販売)
- (16) 販売代金の決済方法 (17) 販売先別販売状況

2 乙調査

- (1) 事業所名 (2) 所在地 (3) 本支店別 (4) 本店の所在地 (5) 経営組織 (6) 業態別 (7) 購入総額 (8) 購入代金の決済方法 (9) 販売総額 (10) 販売代金の決済方法 (11) 飼養頭数 (12) 豚導入に関する融資について (13) 豚の施設資金の貸出状況 (14) 養豚飼料の貸出について (15) 肉用子豚の預託

について (16) 購入先別購入状況 (17) 販売先別販売状況

六 調査の方法

知事の任命する調査員が所定の調査票を用い、事業主の自計申告に基づいて行なう。

七 結果の公表

この調査の結果は、県総務部統計課において公表する。

鳥取県告示第三百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年六月三十日変更登録した。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ハ)第二八九号

昭和三十四年
十二月十一日

(有)茅野組

米子市紺屋町一三四

(新)茅野 義秀
(旧)茅野 節明

鳥取県告示第三百四十三号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号）第十三条の規定による県税外収入金徴収吏員証及び県税外収入金滞納者財産差押証票を次のように交付した。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 県税外収入金徴収吏員証

番号	交付年月日	所 属	職	氏 名	生 年 月 日
二二〇	昭和三十五年四月一日	鳥取県立日野実業高等学校	鳥取県事務吏員	佐伯 伴三	昭和三年十一月一日
二二一	"	倉吉保健所	"	筒井 勲	大正三年九月十日
二二二	"	"	"	福永 良雄	昭和三年十一月八日
二二三	"	郡家保健所	"	山本 権蔵	明治四十二年七月二十三日
二二四	昭和三十五年四月一日	鳥取県立日野実業高等学校	鳥取県事務吏員	佐伯 伴三	昭和三年十一月一日
二二五	"	"	"	筒井 勲	大正三年九月十日
二二六	"	"	"	福永 良雄	昭和三年十一月八日
二二七	"	郡家保健所	"	山本 権蔵	明治四十二年七月二十三日
二二八	昭和三十五年四月一日	鳥取県立日野実業高等学校	鳥取県事務吏員	佐伯 伴三	昭和三年十一月一日
二二九	"	"	"	筒井 勲	大正三年九月十日
二三〇	"	"	"	福永 良雄	昭和三年十一月八日
二三一	"	郡家保健所	"	山本 権蔵	明治四十二年七月二十三日

二三一 〃 〃 五月一日 倉吉保健所 〃 筒井 勲 大正三年九月十日
 二三二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 福永 良雄 昭和三年十一月八日
 二三三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 山本 権藏 明治四十二年七月二十三日
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第三百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十五年七月五日

名 称	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗
鳥取市国民健康保険豊実診療所	鳥取市大柄五〇七の一	内科 昭和三十五年四月三十日
〃 〃 〃	伏野一、七〇九の一	〃 三十四年七月三十一日

鳥取県告示第三百四十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があつた。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。
昭和三十五年七月五日

指定年月日	名 称	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗
昭和三十五年六月一日	馬淵 医院	鳥取市西町一九五	内科、小児科 馬淵 節雄
〃 〃 〃	大崎 医院	岩美郡岩美町大字陸上	内科、外科 大崎 正之

鳥取県告示第三百四十七号

消防法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第八十六号）附則第五項の規定に基づく危険物取扱主任者及び写技術者の講習を次のとおり指定し、実施する。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石破 二朗

一 主催者 鳥取県
二 日時及び場所
三 危険物取扱主任者

期 日	時 間	場 所
昭和三十五年 七月二十三日 七月二十四日 七月二十五日 七月二十六日	毎日午前八時三十分から	米子市西町 鳥取大学医学部 臨床講堂
七月三十日 七月三十一日	"	倉吉市上井 中央農業協同組合連合会 会議室
八月十一日 八月十二日 八月十七日 八月十八日	"	鳥取市立川町五丁目 鳥取大学学芸学部
八月十九日 八月二十日	"	境港市上道町一、七〇二 境小学校 体育館

(四) 映写技術者

期 日	時 間	場 所
八月二十三日	午前八時三十分から	倉吉市上井 中央農業協同組合連合会 会議室

三 受講資格
消防法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第八十六号）施行の際、現に市町村条例で定める危険物取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者
四 講習科目及び時間

区 分	科 目	時 間
危険物取扱主任者	1 危険物に関する法令 2 基礎化学 3 基礎物理学 4 燃焼及び消火に関する基礎理論 5 危険物の種類及び危険物の性質並びに危険物に共通する特性に関する概論並びに第一類から第六類までの危険物に共通する火災予防及び消火の方法 6 危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法	二二、五 三、五
映写技術者	1 映写に関する法令 2 熱光電気及び音に関する基礎理論 3 燃焼及び消火に関する基礎理論 4 火災予防及び消火の方法 5 セルロイド類の特性	一一三〇、五

公 告

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により、昭和三十五年度保母試験を次の要綱により実施する。

昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度保母試験要綱

一 願書受付期間

昭和三十五年七月十六日から昭和三十五年八月四日まで（当日の消印あるものは有効）

二 願書提出先

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県厚生部婦人児童課

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の

課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 その他厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

備 考

(1) 1にいう「学校教育法による高等学校」とは、旧中等学校令による中等学校を含む。

(2) 2にいう「児童福祉施設」とは、国又は都道府県において設置したもの及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項の認可を受けた施設であること。

(3) 3にいう「厚生大臣の資格認定」とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

四 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学及び精神衛生
- 4 保健衛生学及び生理学
- 5 看護学及び実習
- 6 栄養学及び実習
- 7 保育理論
- 8 保育実習

- 五 試験期日及び試験場所
昭和三十五年八月二十九日、三十日（学科試験）三十日（実地試験）
鳥取県立保育専門学院講堂（倉吉市海田三一九の一）
山陰線上井駅下車、徒歩で約十分
- 六 試験時間割
学科試験

期日	時間	期日	時間
八月二十九日	9.00	八月二十九日	9.00
	10.00		10.30
	10.10		10.40
	11.10		12.10
	11.20		13.00
	12.20		14.00
	13.00		14.10
	14.30		15.10
	14.40		15.20
	16.10		16.50

実地試験

保健衛生学	生理学	保育実習	栄養学及び実習	保育理論
-------	-----	------	---------	------

期日	時間	備考
八月三十一日 (水)	8.30 9.00	受 付
	9.10 17.00	保育実技(保育園児の実際取扱) 音楽(ピアノ、歌唱)

備考

- 1 保育実技を行なうときの上げきは、運動ぐつ又は舞踏ぐつをはくこと。
- 2 音楽は、任意の保育歌を一曲ひき歌い(ピアノで伴奏をひきながら歌う。)する。

七 受験手続

受験希望者は、次の書類を提出すること。

- 1 受験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二)
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

5 写真(出願前六月以内に撮影した名刺版、正面上半身で無帽単身のものとし、裏面に氏名及び写した

- 年月日を自署すること。)
- 6 返信用封筒(住所氏名を記入し、十円切手をはりつけること。)

備考

(4) 4にいう「受験資格を証明する書類」とは、学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書類(次の様式)を添付すること。

校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業者は、旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日

学 校 名
校 長 氏 名

(印) 願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、「保母試験願書在中」と朱書すること。

八、受験手数料

五百円

- 1 受験手数料は、鳥取県収入証紙(もよりの山陰合同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売りさばき所から購入すること。)を受験願書にはりつけ、消印しないこと。鳥取県収入証紙を購入することができない者は、現金(現金封筒に限る。)を送付すること。
- 2 既納の手数料は、いかなる理由があつても還付しない。

九 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目を専修した者又は四の試験科目のうち昭和三十三年

及び昭和三十四年度保母試験において一部科目に合格したもので、当該科の受験免除を受けようとする者は、受験免除願(様式三)を提出しなければならない。

十、その他

- 1 受験票は、願書受付締切後十日以内に郵送する。
- 2 試験期間中受験票を携行しない者は、いかなる理由があつても入場させない。
- 3 受験についての照会は、返信用封筒及び切手を同封すること。

様式一

受 験 願 書

私は、このたび鳥取県において施行される保母試験を受けたいので、所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県収入証紙を貼付し、500円の鳥取県収入証紙を貼付し、500円を添付する。

本籍地
現住所

の写には、必ずその都道府県庁主務課の証明をつけること。なお、本証を送付する場合には、試験場で返還する。

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第二項の規定による昭和三十五年度第一回危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。
昭和三十五年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一類

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一―二 桑原 憲造 七―一 作野 忠仁

一―三 磯部 正樹

第二類

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一―一 杉原 道明 一―三 磯部 正樹

第四類

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

四―一 西平 諄典 四―一 三 尾崎 恒夫

四―五 佐藤 守尉 四―一 四 茂上 義仁

四―六 中原 福子 四―一 五 有本 嘉男

四―八 桑原 修 四―一 六 野口 和彦

四―九 道信 征昭 四―一 七 岸本 幹雄

四―一 村田 初枝 四―一 九 宮部 義明

四―二 佐々木 一吉 四―二 〇 永野 一郎

第三類

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 北谷 一夫 一 一 恵比奈 卓

三 羽津川省吾 一 二 中島 節夫

四 宮中 晃 七 一 作野 忠仁

五 森田 豊美 一 一 一 杉原 道明

七 岸本 尚治 三 一 一 山根 幹雄

九 中村 久男 三 一 二 西村 仁吉

一〇 中村 護

鳥取県知事 石破二朗殿
（ふりがな）
年 月 日生 名 ㊦

様式二

履 歴 書

木籍地

現住所

世帯主氏名統柄

本人 氏 名

名

年 月 日生

学 歴

年 月 日

職 歴

年 月 日

年 月 日

様式三

保母試験受験科目免除願

私は、別紙（証書写）のとおり一部（試験科目に合格しております）
生大臣の指定する学校（施設）で専修しておりますので、次の科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

年 月 日 氏 名 ㊦

鳥取県知事 石破二朗殿

記

一 何々（科目名）

一 何々（科目名）

備考

他府県において施行の試験に合格しているときの証書

右のとおり相違ありません。

年 月 日 右氏 名 ㊦

00868

四一四七	四一四一	四一三九	四一三七	四一三六	四一三四	四一三三	四一二九	四一二六	四一二五	四一二四	四一二二	四一一二	四一一一	四一一〇	四一一〇	四一一〇
小早川	長島	古杉	門脇	小谷	上田	長谷川	塩	戸田	池本	森	浜口	大谷	林	上野	福井	福井
孝	稔	幸雄	力	正邦	脩	巖	義明	和夫	賢美	重市	清	泰造	矩雄	慶吾	正	正
四一七〇	四一六九	四一六八	四一六七	四一六六	四一六一	四一六〇	四一五七	四一五六	四一五四	四一五三	四一五二	四一五一	四一五〇	四一四九	四一四八	四一四八
上田	吉田	山田	西根	三島	林	田淵	土井	森安	高西	遠藤	石見	玉井	石井	田中	増田	増田
勝美	利晴	貞夫	勇	一久	茂樹	美夫	庸正	利雄	史郎	勇	雄	皖治	京子	俊秋	翁	翁

四一九三	四一九二	四一九一	四一九〇	四一八七	四一八六	四一八五	四一八四	四一八三	四一八二	四一八一	四一七六	四一七三	四一七二	四一七一	四一七一	四一七一
山名	平	笠見	奥野	高橋	稻坂	松本	佐々木	酒本	波田	林	末次	井上	宮本	矢田	英男	英男
秋人	晃	和美	浩光	儀重	正美	昭子	毅	五朗	長次	正好	雄平	広一	訓雄	雄	雄	雄
四二二〇	四二一八	四二一七	四二一六	四二一五	四二一四	四二一三	四二一二	四二一一	四二〇九	四二〇八	四二〇七	四一九九	四一九八	四一九六	四一九四	四一九四
河場	井上	下田	前田	岩城	竹内	景山	三宅	尾崎	高塚	高力	山内	池口	米田	河本	藤井	藤井
肇	文雄	英治	緑	義信	賢明	醇	洋一	幸熙	昌治	嗣男	忠光	秀雄	永正	一男	公男	公男

00867

四一五三	四一五二	四一五一	四一五〇	四一四八	四一四七	四一四三	四一四二	四一四一	四一四〇	四一三五	四一三三	四一三二	四一三〇	四一二七	四一二六	四一二五	四一二三
矢部	野口	但見	丸山	三宅	田川	谷口	上田	富士	中原	武良	岡成	山田	宮部	藪	末永	藤井	徳長
敏勝	淳	洋一郎	博	薫	正敏	充之	昭夫	厚茂	鶴雄	一郎	寿	英一	頼末	敬郎	寿	尋匡	敏幸
四一七三	四一七二	四一七一	四一七〇	四一六九	四一六八	四一六七	四一六六	四一六五	四一六四	四一六三	四一六〇	四一五九	四一五八	四一五七	四一五六	四一五五	四一五四
園田	足立	戸田	武永	矢野	尾崎	土川	宮川	池田	横山	渡辺	村上	親岡	浅野	新谷	安達	富田	北村
牧男	悦二郎	邦夫	広正	馨	作治	毅	義直	幸治	弘	昭吾	暢夫	謙次	昭	武雄	忠仁	由紀子	昭二

四一九二	四一九〇	四一八九	四一八八	四一八七	四一八六	四一八五	四一八四	四一八三	四一八二	四一八一	四一八〇	四一七九	四一七八	四一七七	四一七六	四一七五	四一七四
秋鹿	福谷	井上	山木	谷口	福田	田中	字野	村岡	山崎	太田	福本	木村	児玉	波田	松濤	岩村	橋本
惠重	隆	甚太郎	貴己	正勝	考博	昇一	真	和矩	光夫	惠久	勇	謙	高志	公夫	俊英	裕	繁人
四二一八	四二一七	四二一五	四二一四	四二一三	四二一二	四二一一	四二一〇	四二〇九	四二〇七	四二〇六	四二〇五	四二〇一	四二〇〇	四一九九	四一九八	四一九五	四一九三
木島	滝田	赤坂	山本	片山	尾崎	木原	石田	遠藤	中村	木山	山崎	牧田	青戸	吉田	水石	中村	田中
哲也	克己	重雄	丑夫	三郎	茂男	治己	翁	博也	辰夫	紀代子	義男	昭典	繁	宏明	稔	義之	稔郎

四一三二一	近藤 道里	四一四八	小林 勇治
四一三二二	鷺見 克彦	四一四九	長尾 巧
四一三二三	湯原 忠美	四一五〇	足立 俊
四一三二四	森田 等	四一五一	井沢 誠之
四一三三〇	安達 堯応	四一五二	橋尾 晴喜
四一三三一	森 博光	四一五三	遠藤 春三
四一三三二	藤原 政義	四一五四	横山 輝巳
四一三三三	枝野 浩子	四一五五	鉄永 三郎
四一三三四	金森 伊六	四一五八	黒田 孝夫
四一三三六	福田 登	四一五九	成瀬 惣一
四一三三八	高橋 紀子	四一六一	角田 信男
四一三三九	植田 定夫	四一六二	西古 勝美
四一三四一	坂本 六郎	四一六三	島崎 重宏
四一三四三	田中 景子	一	北谷 一夫
四一三四四	倉光 輝雄	三	羽津川省吾
四一三四五	由沢 茂樹	四	宮中 晃
四一三四六	北中 義造	五	森田 豊美
四一三四七	森本 照志	六	中河 博明

七 岸本 尚治 一三 中島、節夫
 九 中村 久男 一一二 桑原 憲造
 一〇 中村 護 七一一 作野 忠仁
 一一 恵比奈 卓

第五類
 受験番号 氏 名
 七一一 作野 忠仁

甲種火薬類取扱主任者、乙種火薬類取扱主任者及び丙種火薬類作業主任者の資格試験を次のとおり行なう。
 昭和三十五年七月五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

種別	試験科目
甲種火薬類取扱主任者	火薬類取締法令 一般火薬学
乙種火薬類取扱主任者	面接による人物試験
丙種火薬類取扱主任者	火薬類取締法令 信号焰管 信号火せん又は煙火製造

工場保安管理技術
一般教養科目

試験の日時及び場所

日時 昭和三十五年八月二十一日(日曜)
 九時から十七時まで

場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

- 受験願書 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)別表第十七の様式による。
- 履歴書 // 別表第十八の様式による。
- 写真 真 手札型で出願前六月以内に撮影した上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種類を記載すること。

戸籍抄本

受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け消印しないこと。

受験願書提出期限

昭和三十五年七月二十八日(木)

受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

雑 報

規約第七条第三項に規定する第三選挙区の補欠選挙を次のとおり実施する。

昭和三十五年七月五日

鳥取市町村職員共済組合理事長 石河大直

一 選挙の日時 昭和三十五年七月十五日

自十一時 至十二時

二 選挙の場所 米子市役所